

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	兵庫県尼崎市在住 73歳の女性	平. 1 9 . 3 . 2 2	中皮腫	平. 1 9 . 6 . 1	平. 1 9 . 6 . 2 0	認 定	棄 却 審査請求人が亡夫名義で行った認定申請は、死者による認定申請であり不適法である	死亡者は、審査請求人の夫 昭和5年兵庫県川辺郡で出生 幼少時から、石綿関係事業所の周辺に居住 死亡年月は、平成19年2月(享年76歳)
2	同 上	同 上	同 上	平. 1 9 . 5 . 3 0	同 上	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄 却 現行法においては、法施行後に死亡した者の遺族は特別遺族弔慰金等の支給対象に該当しない。しかしながら、現行法改正の施行により法施行後死亡者の遺族も特別遺族弔慰金等の支給を受けることができることとなったので、請求人が改正法の施行を待ち、改めて特別遺族弔慰金等の請求をすることを望む	同 上

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
3	大阪府寝屋川市 在住 59歳の男性	平. 1 8 . 9 . 5	中皮腫	平. 1 9 . 6 . 2 9	平. 1 9 . 8 . 3 0	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<p>原処分を取り消す 本件における死亡診断書の記載は、主治医2名の供述で補充すると、死因として「中皮腫」と記載されている場合と同様のものと評価でき、これに腹膜由来の中皮腫以外に原発巣を発見できなかったこと等の事実を合わせ考慮すれば、死亡者は中皮腫であったと認めて差し支えないであろう。ただし、原処分後に発見された細胞診標本を処分庁は見分する機会が与えられていなかったため、これを見分した上で最終的な医学的判定を下す余地があるように思われる</p>	<p>死亡者は、審査請求人の妻 昭和29年神戸市西区で出生 昭和48～53年まで、神戸市内の製鋼所にて石綿を含んだ資材の検品・在庫調査に従事 死亡年月は、平成12年9月（享年46歳） 裁決理由等の詳細は、別添裁決書No. 2を参照</p>